

第90号議案

新城市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正

新城市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成29年8月29日提出

新城市長 穂 積 亮 次

新城市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新城市公民館の設置及び管理に関する条例（平成17年新城市条例第193号）の一部を次のように改正する。

別表諏訪公民館の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、新城中央公民館の分館の一部について、分館としての取扱いをやめるため必要があるからである。